

## 防災科学技術委員会の概要

### 1 防災科学技術委員会の設置（科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 5 条）

研究計画・評価分科会において、特定の事項を機動的に調査するため、委員会が設置されている。

○科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会における部会・委員会の設置について（平成 31 年 4 月 17 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定）

科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における防災科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。

なお、評価については、新規で実施する研究開発課題の事前評価、既に行っている研究開発課題の中間評価、終了した研究開発課題の事後評価をそれぞれ調査事項として取り扱っている。

### 2 委員の構成（科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 5 条第 2 項）

研究計画・評価分科会長が指名する、委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員により構成されている。

### 3 委員会の成立条件（防災科学技術委員会運営規則第 3 条）

委員会は、委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### 4 会議の公開（防災科学技術委員会運営規則第 4 条）

委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、原則公開とする。

- ・ 人事に係る案件
- ・ 行政処分に係る案件
- ・ 個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

議事録は、委員確認後に原則公開とする。ただし、上記の事項について調査審議を行った場合は、非公表とすることができる。